

経 済 産 業 省

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課
22資省エ第3号
平成22年3月26日制定
31資省エ第7号
平成31年4月25日一部改正

エネルギー管理統括者等の外部委託の承認の基準

1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者（以下「特定事業者等」という。）は、次の要件を満たす場合に限り、エネルギー管理統括者を外部委託により選任することができる。
なお、外部委託により選任した場合は、エネルギー管理統括者、エネルギー企画推進者の選任・解任届出書（様式第4）の欄外に、選任したエネルギー管理統括者の連絡先を記載すること。
(1) エネルギー管理統括者を外部委託により選任することができる特定事業者等は、次のいずれかであること。
 - ① 特別目的事業体（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体という。以下同じ。）
 - ② 個人
- (2) 特定事業者等が設置するすべての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）のエネルギーの使用の合理化を組織的に図ること。
- (3) 次の事項に関して当事者間で委託契約を交わし、その写しを、当該特定事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「経済産業局長」という。）に提出すること。
 - ① 次の事項に関する業務を統括すること。
 - (ア) 法第15条第1項及び第26条第1項に定める中長期的な計画の作成事務並びに特定事業者等の設置しているすべての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。
 - (イ) エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること。
 - (ウ) エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること。
 - (エ) エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等に関すること。
 - (オ) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「規則」という。）第36条に定める報告書の作成事務及び法第162条第3項に定める報告書の作成事務に関すること。
 - ② エネルギー管理統括者の職名及び氏名を別紙等で特定すること。
 - ③ エネルギー管理統括者は、その職務を自ら誠実に行うとともに、実施した業務の結果について報告しなければならないこと。
 - ④ 特定事業者等は、エネルギー管理統括者本人が業務を実施したことを確認するとともに、エネルギー管理統括者から報告を受けた業務の結果について確認し、当該報告を保存しなければならないこと。
 - ⑤ 特定事業者等の従業員は、エネルギー管理統括者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならないこと。
- (4) エネルギー管理統括者に選任しようとする者が、現にエネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されていないこと。

2. 特定事業者等又は認定管理統括事業者は、次の要件を満たす場合に限り、エネルギー管理企画推進者を外部委託により選任することができる。

なお、外部委託により選任した場合は、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任・解任届出書（様式第4）の欄外に、選任したエネルギー管理企画推進者の連絡先を記載すること。

(1) 特定事業者等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等のエネルギーの使用の合理化を組織的に図ること。

(2) 次の事項に関して当事者間で委託契約を交わし、その写しを経済産業局長に提出すること。

① 1. (3) ① (ア) から (オ) までに關する業務を統括するエネルギー管理統括者を補佐すること。

② エネルギー管理企画推進者のエネルギー管理士免状番号又はエネルギー管理講習修了番号、職名及び氏名を別紙等で特定すること。

③ エネルギー管理企画推進者は、その職務を自ら誠実にを行うとともに、実施した業務の結果について報告しなければならないこと。

④ 特定事業者等又は認定管理統括事業者は、エネルギー管理企画推進者本人が業務を実施したことを確認するとともに、エネルギー管理企画推進者から報告を受けた業務の結果について確認し、当該報告を保存しなければならないこと。

⑤ 特定事業者等又は認定管理統括事業者の従業員は、エネルギー管理企画推進者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならないこと。

(3) エネルギー管理企画推進者に選任しようとする者が、法第9条第1項各号に掲げる者であること及び現にエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者又はエネルギー管理員（以下「エネルギー管理統括者等」という。）に選任されていないこと。ただし、特別目的事業体が現にエネルギー管理企画推進者に選任されている者を選任する場合は、この限りではない。

3. 法第10条第1項に定める第1種エネルギー管理指定工場等、法第21条第1項に定める第1種連鎖化エネルギー管理指定工場等、法第32条第1項に定める第1種管理統括エネルギー管理指定工場等又は法第41条第1項に定める第1種管理関係エネルギー管理指定工場等（以下「第1種エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している特定事業者等、認定管理統括事業者及び管理関係事業者は、次の要件を満たす場合に限り、エネルギー管理者を外部委託により選任することができる。

なお、外部委託により選任した場合は、エネルギー管理者、エネルギー管理員の選任・解任届出書（様式第7）の欄外に、選任したエネルギー管理者の連絡先を記載すること。

(1) 第1種エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用の合理化を組織的に図ること。

(2) 次の事項に関して当事者間で委託契約を交わし、その写しを経済産業局長に提出すること。

① 第1種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視に關すること。

② エネルギーの使用の合理化に關する設備の維持に關すること。

③ 規則第36条に定める報告書に係る書類の作成及び法第162条第3項に定める報告に係る書類の作成に關すること。

④ エネルギー管理者のエネルギー管理士免状番号、職名及び氏名を別紙等で特定すること。

⑤ エネルギー管理者は、その職務を自ら誠実にを行うとともに、実施した業務の結果について報告しなければならないこと。

⑥ 特定事業者等、認定管理統括事業者及び管理関係事業者は、エネルギー管理者本人が業務を実施したことを確認するとともに、エネルギー管理者から報告を受けた業務の結果について確認し、当該報告を保存しなければならないこと。

⑦ 特定事業者等、認定管理統括事業者及び管理関係事業者は、エネルギー管理者のその職務を行う工場等におけるエネルギーの使用の合理化に關する意見を尊重しなければならないこと。

⑧ エネルギー管理者が選任された工場等の従業員は、エネルギー管理者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならないこと。

(3) エネルギー管理者に選任しようとする者が、法第 51 条第 1 項に掲げるエネルギー管理士免状の交付を受けている者であること及び現にエネルギー管理統括者等に選任されていないこと。

4. 法第 10 条第 1 項に定める第 1 種エネルギー管理指定工場等、法第 13 条第 1 項に定める第 2 種エネルギー管理指定工場等、法第 21 条第 1 項に定める第 1 種連鎖化エネルギー管理指定工場等、法第 24 条第 1 項に定める第 2 種連鎖化エネルギー管理指定工場等、法第 32 条第 1 項に定める第 1 種管理統括エネルギー管理指定工場等、法第 35 条第 1 項に定める第 2 種管理統括エネルギー管理指定工場等、法第 40 条第 1 項に定める第 1 種管理関係エネルギー管理指定工場等又は法第 43 条第 1 項に定める第 2 種管理関係エネルギー管理指定工場等（以下「指定工場等」という。）を設置している特定事業者等、認定管理統括事業者及び管理関係事業者は、次の要件を満たす場合に限りに、エネルギー管理員を外部委託により選任することができる。

なお、外部委託により選任した場合は、エネルギー管理者、エネルギー管理員の選任・解任届出書（様式第 7）の欄外に、選任したエネルギー管理員の連絡先を記載すること。

(1) 指定工場等のエネルギーの使用の合理化を組織的に図ること。

(2) 次の事項に関して当事者間で委託契約を交わし、その写しを経済産業局長に提出すること。

① 指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。

② エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること。

③ 規則第 36 条に定める報告書に係る書類の作成及び法第 162 条第 3 項に定める報告に係る書類の作成に関すること。

④ エネルギー管理員のエネルギー管理士免状番号又はエネルギー管理講習修了番号、職名及び氏名を別紙等で特定すること。

⑤ エネルギー管理員は、その職務を自ら誠実にを行うとともに、実施した業務の結果について報告しなければならないこと。

⑥ 特定事業者等、認定管理統括事業者及び管理関係事業者は、エネルギー管理員本人が業務を実施したことを確認するとともに、エネルギー管理員から報告を受けた業務の結果について確認し、当該報告を保存しなければならないこと。

⑦ 特定事業者等、認定管理統括事業者及び管理関係事業者は、エネルギー管理員のその職務を行う工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならないこと。

⑧ エネルギー管理員が選任された工場等の従業員は、エネルギー管理員がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならないこと。

(3) エネルギー管理員に選任しようとする者が、法第 9 条第 1 項各号に掲げる者であること及び現にエネルギー管理統括者等に選任されていないこと。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

